

日ノ丸自動車 WESTER ポイント（チャージ専用）規程

（目的）

第1条 この規程は、日ノ丸自動車株式会社（以下「当社」といいます。）が定める利用登録手続きが完了した旅客に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西」といいます。）の運営・提供する「WESTER ポイント（チャージ専用）」サービス（以下、本サービス）の当社における内容及び適用条件等に関する事項を定め、旅客の利用促進や円滑な利用を推進することを目的としています。

（適用範囲）

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規程の定めるところによります。

2 この規程に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取扱規程（以下「IC規程」といいます。）」、JR 西の「WESTER ポイント（チャージ専用）規約」「スマートICOCA会員規約」「モバイルデバイスにおけるICOCA利用規約」「モバイルICOCA会員規約」等の定めるところによります。

（用語の定義）

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「WESTER ポイント（チャージ専用）」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ポイントチャージ」とは、WESTER ポイント（チャージ専用）をICOCA乗車券にチャージすることをいいます。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。
- (4) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

（利用登録）

第4条 利用者は、本規程に同意のうえ、JR 西指定のICOCA乗車券用の自動券売機によりICOCA乗車券に対して利用登録を行うことで、その利用登録を行った月から本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の定めにかかわらず、JR 西が別に定める方法により、ICOCA乗車券に対して利用登録を行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

3 前各項の定めにかかわらず、スマートICOCAは、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

4 第1項および第2項の定めにかかわらず、モバイルデバイスにおけるICOCA利用規約に定めるアプリ上で利用するICOCA乗車券（以下「モバイルデバイスのICOCA」といいます。）は、ICOCAの発行に伴い自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

(利用登録の無効・解除)

- 第5条** 利用登録後、当該 I COCA 乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して 25 ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われなかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規程に定めるサービスを受けることができません。
- 2 前項の定めにかかわらず、スマート I COCA、モバイルデバイスの I COCA の利用登録は無効になりません。
- 3 第1項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第1項または第2項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていた WESTER ポイント (チャージ専用) の残高と同一の WESTER ポイント (チャージ専用) が付与されます。
- 4 I COCA 乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 5 小児用 I COCA の有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 6 IC 規程第 23 条の定めにより I COCA 乗車券を無効として回収した場合、スマート I COCA 会員規約の定めによりスマート I COCA の無効登録を行った場合又はモバイルデバイスの I COCA が無効となった場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の付与)

- 第6条** IC 規程第7条別表1に定める利用エリアにおける IC 規程第 20 条に定める I COCA 乗車券の SF 利用に対し、第7条及び第8条に定める算定方法に基づいて WESTER ポイント (チャージ専用) を付与します。
- 2 第1項により付与される WESTER ポイント (チャージ専用) は、利用月の翌月末日頃に一括して付与されます。
- 3 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、WESTER ポイント (チャージ専用) の付与日は変更となる場合があります。
- 4 前3項の定めにかかわらず、IC 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備の障害の発生等により、やむを得ず I COCA 乗車券を利用できない場合には、第1項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) は付与されません。

(ポイントの適用条件)

- 第7条** 前条第1項に定める付与条件において、利用月中の SF 利用額の総額の 20%分を WESTER ポイント (チャージ専用) として付与します。なお、小数点以下は切り捨てして付与します。またポイント付与については、2026年4月30日までとします。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の効力)

- 第8条** I COCA 乗車券を払いもどした場合は、当該カードの WESTER ポイント (チャージ専用) は全て無効となります。

(WESTERポイント(チャージ専用)の確認)

第9条 利用者は、JR西指定のICOCA乗車券用の自動券売機により、前月から過去6ヶ月の間に付与されたWESTERポイント(チャージ専用)及び第6条第1項に定めるWESTERポイント(チャージ専用)の付与対象となった利用月分の合計を印字し、確認することができます。

2 前各項の定めにかかわらず、JR西が別に定める方法により、前月から過去6ヶ月の間に付与されたWESTERポイント(チャージ専用)及び第6条第1項に定めるWESTERポイント(チャージ専用)の付与対象となった利用月分の合計を確認することができます。

(WESTERポイント(チャージ専用)のチャージ)

第10条 利用者は、第6条の定めにより付与されたWESTERポイント(チャージ専用)を当社のICOCA乗車券発売窓口及びJR西のICOCA乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

2 前項によるほか、モバイルデバイスのICOCAにおいては、ICOCAアプリ上の所定操作により、ポイントチャージすることができます。

3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されているWESTERポイント(チャージ専用)の残高が10ポイント単位で全てチャージされます。

4 前項の定めにかかわらず、1枚あたりのSFの残額が20,000円を超えるポイントチャージはできません。

5 WESTERポイント(チャージ専用)は、1ポイント1円として換算します。

6 WESTERポイント(チャージ専用)は、現金と交換することはできません。

7 WESTERポイント(チャージ専用)は、別のICOCA乗車券にチャージすることはできません。

8 一度ポイントチャージしたWESTERポイント(チャージ専用)は、再びWESTERポイント(チャージ専用)に戻すことはできません。

9 ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、IC規程に従うものとします。

(WESTERポイント(チャージ専用)の残高及び利用情報の引継)

第11条 ICOCA乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行、モバイルデバイスにおけるICOCA利用規約に定める発行替え又はモバイルデバイスの変更の取扱いを行う場合は、当該ICOCA乗車券の利用登録、WESTERポイント(チャージ専用)の残高及びWESTERポイント(チャージ専用)の付与履歴を新たなICOCA乗車券へ引き継ぎます。なお、ICOCA乗車券をモバイルデバイスにおけるICOCA利用規約に定める発行替えする場合であって、当該ICOCA乗車券に対して第4条第1項及び第2項に定める利用登録を行っていない場合は、発行替えに伴い、第4条第4項の定めにより自動で利用登録が行われ、本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前のICOCA乗車券の利用登録及びWESTERポイント(チャージ専用)の残高を新たなICOCA乗車券へ引き継ぐことがあります。

(WESTERポイント(チャージ専用)の訂正)

第12条 当社は次の場合に、利用者が保有するWESTERポイント(チャージ専用)を訂正することができるものとします。

- (1) 当社が誤ってWESTERポイント(チャージ専用)を付与した場合
- (2) その他、当社がWESTERポイント(チャージ専用)を訂正することが適切であると判断した場合

(WESTERポイント(チャージ専用)の不正入手)

第13条 本規程に定める以外の方法で不正にWESTERポイント(チャージ専用)を入手した場合は、IC規程第23条の定めにより、当該ICOCA乗車券を無効として回収又は利用停止します。この場合、保有するWESTERポイント(チャージ専用)は無効となります。

(WESTERポイント(チャージ専用)の制限又は停止)

第14条 当社は、IC規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

第15条 ICOCA乗車券の紛失・盗難等(モバイルデバイスのICOCAにおいては、モバイルデバイスの紛失・盗難等も含みます。)により、第三者がWESTERポイント(チャージ専用)を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

2 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

(規約の変更)

第16条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

- (1) 本規程の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の少なくとも1ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則 この規程は、2026年3月21日から施行します